

鳥取県告示第183号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
東伯郡湯梨浜町	平成24年5月17日（木）	午後1時から 午後3時まで	東伯郡湯梨浜町大字泊1204-1 湯梨浜町中央公民館泊分館
〃	平成24年5月21日（月）	〃	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584 ハワイアロハホール
〃	平成24年5月23日（水）	〃	東伯郡湯梨浜町大字龍島500 湯梨浜町役場東郷支所
東伯郡三朝町	平成24年5月25日（金）	〃	東伯郡三朝町大字大瀬999-2 三朝町総合文化ホール